

住宅リフォームに対する補助金を交付します

新型コロナウイルス
感染症経済対策
住宅リフォーム等
促進事業

「市内施工業者」を利用して、自宅の修繕・補修工事などを行う場合に、対象工事経費の10%で20万円を限度(千円未満切捨)に補助する制度です。 ※令和2年度のみのも事業です。

■ 次の要件のすべてを満たしている必要があります

1 対象工事

- 市内施工業者(※1)を利用して行う工事
- リフォームに要する経費が10万円以上(消費税含む)の工事
- この補助金の交付決定通知を受けた後、令和3年2月28日までの間に着工し完了する工事
- 既存住宅の一部増改築(10㎡以内)および住宅の修繕、補修、模様替え工事(※2)

2 対象となる方

- 鈴鹿市に住民登録がある方
- 自己が居住する住宅をリフォームする方
- 申請者およびその同一世帯の全員が市税を滞納していない方
- 同一の工事について、国・県・市などが実施する他の補助制度を利用していない方
- 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する方以外の方

3 対象となる住宅

- 自己または直系二親等以内の親族が所有し現在居住する住宅(借家、賃貸アパートは対象外)
- 事務所や店舗などの併用住宅の場合にはその住居部分
- 分譲マンションなどの共同住宅では、個人の専有部分
- 市内に現存し、建築基準法、都市計画法その他の法令に違反していない住宅

※1【市内施工業者とは?】

- 鈴鹿市内に本店、支店または本拠を持つ法人または個人事業主であって、リフォーム工事を自らが施工するとともに、見積書、契約書、請求書、領収証を市内の住所で作成できる事業者。

※2【対象となる工事内容例】

- 屋根の葺き替え、塗装
- 外壁塗装、防水工事
- 畳の表替え、障子・ふすまの張替え
- 床・壁・天井の張替
- エアコン・給湯器・エコキュートの設置、交換
- 間取りの変更
- トイレ・洗面台・システムキッチン・ユニットバス等の設備機器、サッシ・建具・システム家具等の設置、取替
- 外構工事のうち、外壁に定着させるエクステリアの修繕、取替、設置や既存建物の修繕に付帯する工事(例:サンルーム、ストックヤード、物干し場、ベランダ、ウッドデッキ、出入口新設に伴うポーチ等の施工)
- 既存住宅敷地内への独立したカーポート、サイクルポート及び床面積10㎡以内の物置等の設置工事<追加>
- 既存住宅敷地内に存するカーポート、サイクルポート及び物置等のリフォーム工事<追加>
- アプローチ工事等(道路から玄関までの通路の舗装工事、玄関前の段差処理(スロープの設置)、手すりの設置など)<追加>

【対象外となる工事内容例】

- 補助金交付決定前に着工した工事
- 住居以外の建物工事(事務所、店舗など)
- 門扉、塀、庭などの外構工事
- 新築工事
- 解体工事
- 公共工事の補償や他の補助金の対象工事
- 下水道の接続工事
- 浄化槽設備の工事
- 照明器具・テレビ・洗濯機などの家電製品の設置、取替

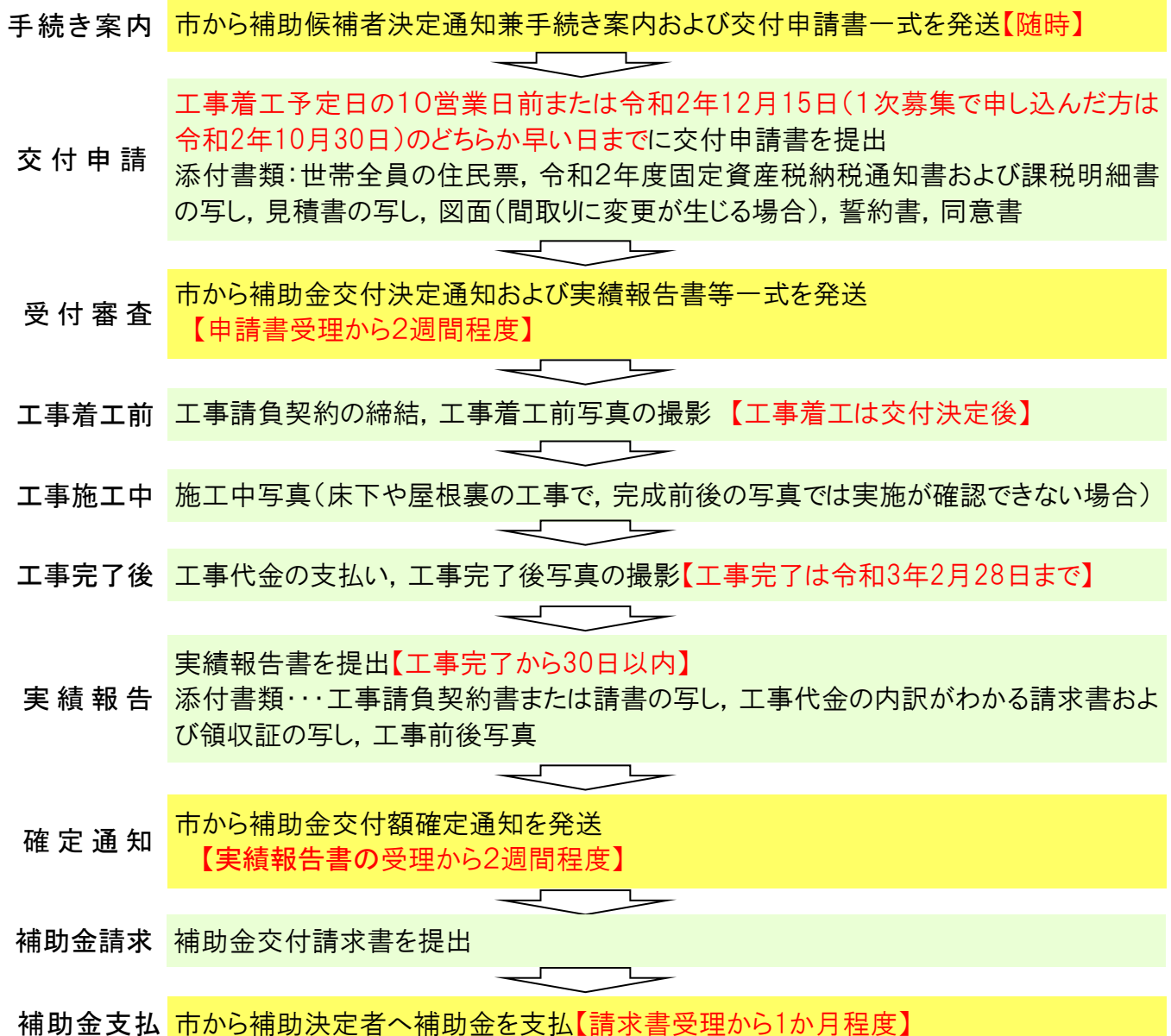
■ 2次募集の申込方法 ※申込みは**先着順**となります（予算額に達した時点で受付を終了します）

ハガキや市のホームページに掲載している申込書を郵送いただくか、電子メールによる申込みとさせていただきます。ハガキについては、住宅政策課および各地区市民センターに設置するほか、任意のハガキでもお申込みいただけます。下記の①～⑫を記載のうえ、住宅政策課までお申込みください。

- | | | | |
|-------------------|--------------------|-------------------|-----------|
| ① 申請者の郵便番号 | ② 申請者の住所 | ③ 申請者の氏名 | ④ 氏名のふりがな |
| ⑤ 申請者の生年月日 | ⑥ 申請者の電話番号 | ⑦ 工事物件の所有者氏名 | |
| ⑧ 工事物件の所有者と申請者の続柄 | | ⑨ 工事内容(できるだけ具体的に) | |
| ⑩ リフォームの予定工事費(税込) | ⑪ 予定施工業者名と所在地、電話番号 | | |
| ⑫ 工事着工予定日と完成予定日 | | | |

【受付期間】 **令和2年10月5日(月)から令和2年11月30日(月)**（消印有効）

■ 申込みから補助金交付までの流れ



【申込み および 問い合わせ先】

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市 都市整備部 住宅政策課 管理グループ
電話:059-382-7616 FAX:059-382-8188
電子メールアドレス:jutakuseisaku@city.suzuka.lg.jp